

津市商工業振興等関係補助金交付要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 1 5 2 号

改正 平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日訓第 4 3 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日訓第 3 3 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日訓第 2 7 号

平成 2 6 年 7 月 3 1 日訓第 5 3 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日訓第 3 5 号

平成 2 8 年 4 月 2 8 日訓第 5 0 号

平成 3 0 年 3 月 3 0 日訓第 2 7 号

令和 2 年 3 月 3 1 日訓第 2 5 号

令和 4 年 3 月 3 1 日訓第 5 2 号

令和 4 年 7 月 1 4 日訓第 7 5 号

令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 5 5 号

令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 1 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）第 2 0 条の規定に基づき、津市商工業振興等事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容又は対象となる経費及び補助率又は金額並びに補助事業者等の範囲は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(申請の取下げ)

第 3 条 規則第 7 条の規定により申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付申請をした者が規則第 6 条の規定による決定の通知を受けた日から 1 0 日以内とする。

(実績報告)

第 4 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、

補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市商工業振興等関係補助金交付要綱（昭和46年4月1日施行）、久居市中小企業団体共同施設共同事業等補助金交付規程（昭和46年久居市規程第11号）又は久居市商工団体等補助金交付規程（昭和46年久居市規程第12号）の例による。

附 則（平成19年12月18日訓第43号）

この訓は、平成19年12月20日から施行し、改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱別表の規定は、同年9月1日以後に実施した補助事業について適用する。

附 則（平成25年3月29日訓第33号）

- 1 この訓は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日訓第27号）

- 1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月31日訓第53号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第35号）

- 1 この訓は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年４月２８日訓第５０号）
（施行期日）

- 1 この訓は、平成２８年５月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る商店街等活性化推進事業に係る補助金について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定による補助金の交付の対象となった商店街等活性化推進事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月３０日訓第２７号）

- 1 この訓は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月３１日訓第２５号）

- 1 この訓は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月３１日訓第５２号）

- 1 この訓は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 商店街等新規創業支援事業に係る空き家、空き店舗等の賃借料を交付の対象となる経費とした補助金について、令和元年度に１年目の補助金の交付の決定を受けた商店街振興団体に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和４年７月１４日訓第７５号）

- 1 この訓は、令和４年７月１５日から施行する。

- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日訓第 5 5 号）

- 1 この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 1 9 号）

- 1 この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市商工業振興等関係補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助金交付の目的	補助事業の内容又は対象となる経費	補助率又は金額	補助事業者等の範囲
1 商業基盤施設整備・撤去事業補助金	商業基盤施設の整備又は撤去により、商店街の環境改善及び商業の振興を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。	次に掲げる商業基盤施設の整備事業又は撤去事業に要する経費 (1) 整備事業 ア アーケード イ 装飾街路灯 （アーチを含む。） ウ その他集客を図るために必要な商業基盤施設 (2) 撤去事業 ア アーケード イ 装飾街路灯 （アーチを含む。）	(1) 整備事業 ア 事業費の27パーセント以内の額 イ 事業費の27パーセント以内の額（1基当たり20万円を限度額とする。） ウ 事業費（用地購入費及び事務的経費を除く。）の10パーセント以内の額 (2) 撤去事業 ア 事業費の27パーセント以内の額（700万円を限度額とする。） イ 事業費の27パーセント以内の額（1基当たり5万円を限度額とする。）	商店街振興団体
2 商店街等防犯設備設置事業補助金	商店街等防犯設備の新設又は交換により、商店街等における犯罪を防止し、犯罪のない安全で安心できる商店街等の環境整備及び商業の振興を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。	次に掲げる商店街等防犯設備の新設事業又は交換事業に要する経費 (1) 新設事業 ア LED型防犯灯の新設に要する費用 イ LED型防犯灯用専用柱の新設に要する費用 ウ 防犯カメラの購入及び設置工事に要する費用 (2) 交換事業 ア LED型防犯灯の交換に要する費用 イ LED型防犯灯用専用柱の交換に要する費用	(1) 新設事業 ア 事業費の50パーセント以内の額（当該防犯灯の消費電力が10ワット未満の場合は防犯灯1基当たり1万円を限度額とし、消費電力が10ワット以上の場合は防犯灯1基当たり5万円を限度額とする。） イ 事業費の50パーセント以内の額（防犯灯用専用柱1本当たり3万円を限度額とする。） ウ 事業費の50パーセント以内の額（防犯カメラ1基当たり15万円を限度額とし、1団体年額20万円を限度額とする。） (2) 交換事業 ア 事業費の50パーセント以内の額（当該防犯灯の消費電力が10ワット未満の場合は防犯灯1基当たり1万円を限度額とし、消費電力が10ワット以上の場合は防犯灯1基当たり5万円を限度額とする。） イ 事業費の50パーセント以内の額（防犯	商店街振興組合等

			灯用専用柱 1 本当たり 3 万円を限度額とする。)	
3 中小企業等雇用労働対策事業補助金	中小企業等の雇用確保対策を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。	事業費	事業費の 4 5 パーセント以内の額	津商工会議所
4 津商工会議所等事業補助金	商工業の総合的振興を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。	事業費	予算の範囲内	津商工会議所 各商工会
5 商業振興事業補助金	商業の振興を図り、産業経済の発展に寄与する。	(1) 商業活性化事業 (2) 高虎楽座事業	(1) 事業費の 4 5 パーセント以内の額（事業 2 0 0 万円を限度とし、1 団体年額 3 0 0 万円を限度額とする。） (2) 予算の範囲内	(1) 中小商業団体 (2) 高虎楽座運営協議会
6 民芸等保存会事業補助金	古くから伝わる民芸等の保存及び育成に寄与する。	(1) 事業費 (2) 投資的経費	(1) 事業費の 5 0 パーセント以内の額（2 5 万円を限度額とする。） (2) 投資的経費の 1 5 パーセント以内の額	民芸保存会等
7 労働福祉事業補助金	労働者の社会的・経済的地位の向上及び福祉の増進を図る。	次に掲げる事業又は活動に要する経費 (1) 労働者の自主的な教養、文化その他福祉向上のための事業 (2) 地域福祉活動	対象となる経費の 4 5 パーセント以内の額	中勢地区労働者福祉協議会
8 三重中勢勤労者サービスセンター運営補助金	中小企業勤労者の福祉の向上を図ることにより、雇用の安定と商工業の振興ひいては地域の活性化に寄与する。	管理運営費及びその他市長の認める事業	予算の範囲内	三重中勢勤労者サービスセンター
9 郷土芸能資料館等施設整備等事業補助金	郷土芸能資料館等の施設整備を促進すること等により観光客の誘致を図る。	郷土芸能資料館等の施設整備（用地購入を除く。）及び管理運営に要する経費	初年度 施設整備補助 施設整備に係る事業費の 3 分の 2 以内の額。ただし、2 0 0 万円を限度額とする。 事業運営補助 施設運営に係る事業費の 3 分の 1 以内の額。ただし、1 3 0 万円を限度額とする。 2 年度	民芸保存会等

			事業運営補助 施設運営に係る事業費の4分の1以内の額。ただし、100万円を限度額とする。 3年度 事業運営補助 施設運営に係る事業費の5分の1以内の額。ただし、80万円を限度額とする。	
10 地場産業振興事業補助金	地場産業の振興を図り、地域経済の発展に資する。	本市との共催に係る事業	予算の範囲内	中小企業団体等
11 温泉施設振興事業補助金	津市内の温泉施設のPRを行い観光客誘致に寄与する。	市内温泉施設のPR及びPRイベントの開催に係る経費	予算の範囲内	榊原温泉振興協会 榊原温泉秋の収穫祭実行委員会
12 ビーチバレーin 御殿場事業補助金	ビーチバレーボール大会の開催により、津の海の魅力の一層の啓発及び観光事業振興を図る。	事業費	予算の範囲内	ビーチバレー実行委員会
13 観光ボランティアガイドネットワーク事業補助金	観光ボランティアガイド団体(以下「団体」という。)の育成、支援を行うとともに、その効果的、継続的な活動を促進し、観光振興及び地域資源と本市の魅力向上を図る。	団体の資質向上や立ち上げ支援に要する事業並びに各団体の事業及び連携事業に要する経費	予算の範囲内	津市観光ボランティアガイドネットワーク協議会
14 観光誘客・情報発信事業補助金	本市の観光情報の発信を行い、観光客の誘致及び観光の振興を図る。	事業費	予算の範囲内	津市観光協会
15 地域観光振興事業補助金	地域観光振興を支援し、観光の振興及び地域活性化を図る。	事業費	事業費の50パーセント以内の額	津市観光協会
16 観光誘客活動支援事業補助金	観光客誘致を支援し、観光の振興を図る。	事業費	事業費の50パーセント以内の額	観光客誘客宣伝活動団体